

(国)「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」資料(抜粋)

部活動改革に関する新たなガイドラインの策定に向けて
更に議論を深めるべき主な論点(案)

①都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担

- ・ 広域自治体としての都道府県に期待される役割
- ・ 市区町村における方針決定及び包括的な企画・調整
- ・ 地域クラブ活動の運営団体と実施主体がそれぞれ果たすべき機能や役割分担
(様々なパターンがあり得るため、いくつかの種類に分けて整理) 等

②指導者登録制度を中心とした指導の質・生徒の安全確保

- ・ 指導者登録制度
(論点例) 指導者等に求められる資質・能力(研修の内容等)、登録の
手続・有効期間、不適切行為等があった場合の処分等
- ・ 地方公共団体における相談・通報窓口の設置
- ・ 暴力・暴言等の根絶や、いじめ防止・事故防止等の徹底に向けた対応 等

③民間企業・大学・関係団体等との連携

- ・ 民間企業・大学・関係団体等それぞれに期待される役割
- ・ 地方公共団体とこれらの団体等との連携を強化するための方策
- ・ 国レベル・都道府県レベルでの気運醸成や連携の仕組みづくり 等

④生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

- ・ 部活動の地域展開に当たり生徒のニーズを的確に反映するための方策
- ・ 生徒の地域クラブ活動への参加促進に向けた情報提供等の在り方
- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と生徒が所属する中学校等との連携 等

⑤その他

部活動の地域展開等の推進における「都道府県」と「市区町村」の役割（たたき台）

都道府県

- 都道府県は、**広域自治体**として改革に向けた**リーダーシップ**を発揮し、**都道府県全体としての改革方針**を示すとともに、**市区町村に対するきめ細やかな支援**を行う。
- また、一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、**地域展開等に向けた広域的な基盤づくり**を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

- ・都道府県全体での改革推進に向けた体制整備（関係部署の連携強化や専門部署の設置、コーディネーターの配置、関係者協議会や市町村連絡会の開催等）
- ・都道府県全体としての改革方針を示す推進計画の策定
- ・都道府県内全体への周知・広報

② 市区町村へのきめ細やかなサポート

- ・市区町村の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等
- ・複数の市区町村による広域連携の取組に当たっての調整

③ 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

- ・都道府県内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築
- ・指導者確保に向けた仕組みづくり（人材バンク設置、教職員の兼職兼業の取扱いの整理等）
- ・指導者研修や運営・リスク管理研修の実施
- ・大会への円滑な参加の促進

市区町村

- 市区町村は、**改革の責任主体**として、**幅広い関係者との連携・協働**の下、地域展開等の円滑な実施に向けて**包括的な企画・調整**を行う。
- 特に、**地域クラブ活動の位置付け**（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、**豊かで幅広い活動が実現**されるよう、**丁寧に運営団体等への支援や指導助言等**を行う。

<主な役割>

① 推進体制の整備及び方針の策定・周知

- ・推進体制の整備（関係部署の連携強化、コーディネーターの配置、関係者協議会の開催等）
- ・推進計画の策定、改革の進捗状況の評価検証
- ・生徒のニーズ把握や保護者・生徒等への周知・広報

② 地域クラブ活動の認定等

- ・地域クラブ活動の認定（指導者登録等を含む）
- ・地域クラブ活動の活動状況の把握、支援・指導助言等
- ・生徒・保護者等からの相談窓口の設置

③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた対応

- ・指導者/活動場所/移動手段の確保等
- ・学校との連携（活動方針・活動状況の共有、学校施設の有効活用、教職員の兼職兼業等）
- ・寄附、ふるさと納税の活用など多様な財源の確保

※市区町村が自ら地域クラブ活動の運営・実施を行う場合もある

地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担（たたき台）

【実行会議 最終とりまとめ（抜粋）】

「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体

※一つの団体（体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等）が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。

運営団体・実施主体の体制等によって**役割分担の在り方は多様**であり、**柔軟に連携・協力**を行うことが重要。

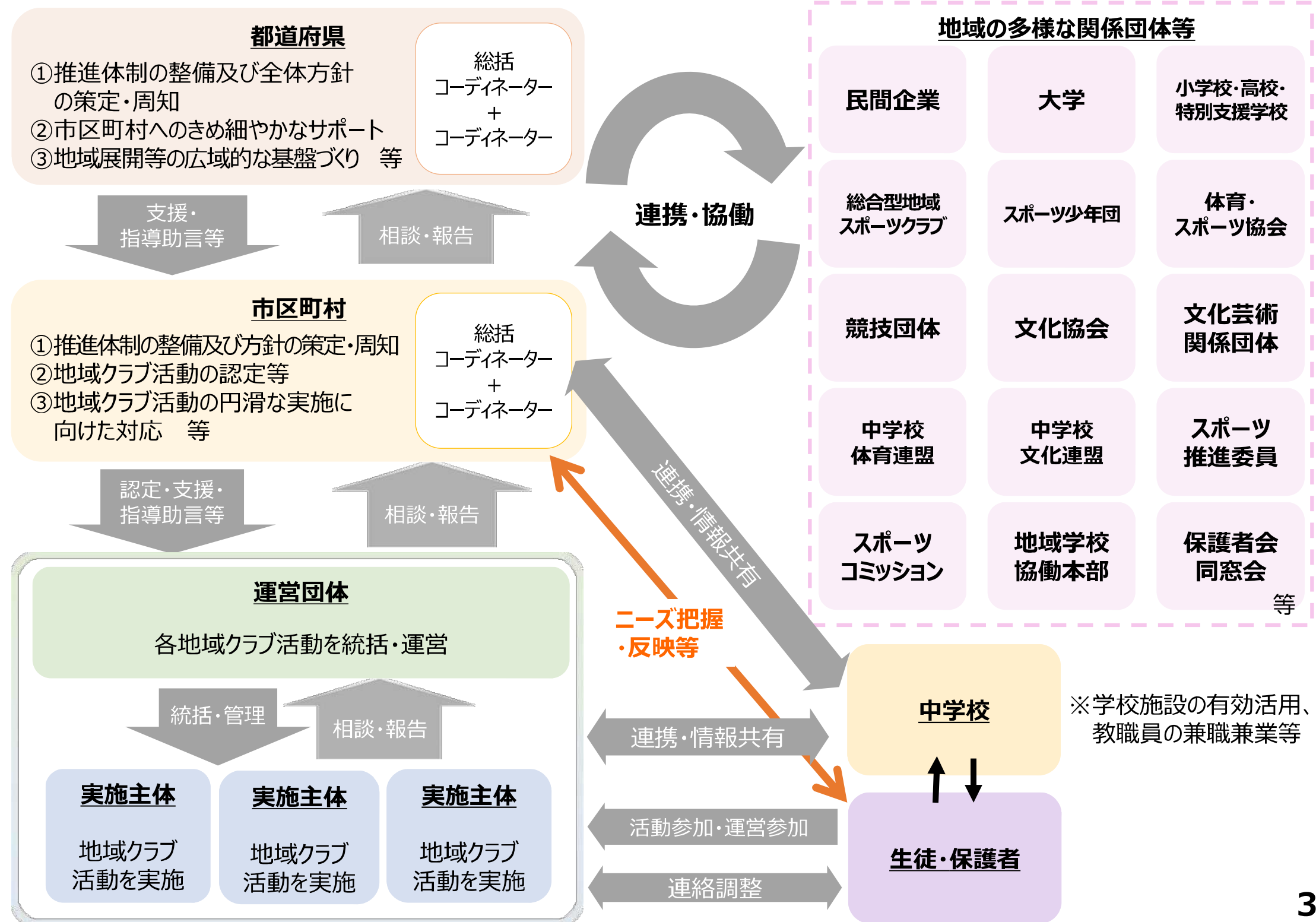
（例）パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合 パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合

パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合 パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合

※運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分を担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定

	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
＜運営・管理＞	・運営方針、運営計画の策定	運営団体 実施主体	運営団体	運営団体	運営団体
	・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応				
	・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化				
	・責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成				
	・保険加入状況や補償内容の確認				
	・リスク管理等の研修実施				
	・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理				
＜活動実施に向けた準備＞	・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込				
	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者）	実施主体	実施主体	実施主体	実施主体
	・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保				
	・学校との連携・情報共有				
＜活動実施＞	・入会手続、会費徴収				
	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等）	実施主体	実施主体	実施主体	実施主体
	・安全確保の取組				
	・ニーズを踏まえた活動の実施				
	・体験会の開催				

都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の連携体制図（イメージ）



「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（たたき台）

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者の登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

- （１）本制度において、「認定地域クラブ活動」とは、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校等を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）又は都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動をいう。
- （２）本制度に基づき、市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

- （１）対象となる研修（研修実施者）
 - ① 市町村等が自ら行う研修
 - ② 当該市町村が所在する都道府県が行う研修
 - ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
 - ④ 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

（２）研修の内容・実施方法

研修内容については、別紙「指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例（たたき台）」をもとに、市町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごとに実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- （１）暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- （２）以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- （３）市町村等が定める研修を受講した者

5. 登録手続等

- （１）認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市町村等に対して登録申請書及び上記４．（１）の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- （２）市町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、上記３．（１）②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市町村等に対して報告を行うものとする。

- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市町村等に報告するものとする。

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長４年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の３．（５）に記載の経過措置を参照

8. 不適切行為への対応

（１）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）、いじめ、無視等の行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為を行ってはならない。

（２）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、市町村等に報告すること。なお、報告を受けた市町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

生徒の安全確保①（基本的な考え方）



- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義等を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な活動であり、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめなどの不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築することが不可欠。
 - 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度及び指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図っていくこととなるが、これらの制度を効果的に運用するための環境整備等として、国における指導の手引き等の作成、地方公共団体、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等における相談窓口の整備などもあわせて進める必要。
 - また、地方公共団体や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが重要。
 - さらに、怪我等への備えとして、生徒及び指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要。
- ※ 先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定が新設されたことも踏まえながら、国、地方公共団体、関係団体等が一丸となって、必要な対策を進めていく必要。

生徒の安全確保②（地域クラブ活動における主な取組例）



項目	主な取組例
①事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止 ※公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要	指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上）
	地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む）
	過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震盪の防止対策等を含む）
	JSPO等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進、地方公共団体等が相談を受け付け対応する仕組みの構築
	国において、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等を作成
②責任の所在の明確化、事後対応・再発防止	地域クラブ活動の運営団体等や事故等の場面に応じた法的な責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて、国において分かりやすく整理の上、周知
	市町村等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化
	事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底
	市町村等の担当者や専門家等を交えた事案の分析及び再発防止策の検討・策定
	地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入
③生徒及び指導者の保険への加入	自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入

生徒の安全確保③（特に留意すべきこと）



- 事故や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめなどの不適切行為の防止等の徹底については、学校の内外や学校種、スポーツ・文化や種目等の別を問わず、共通して取り組まれていることが重要であること。
- 暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）や、いじめなどの不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、上級生から下級生への暴力やいじめなどの行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- 暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）や、いじめなどの不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良いクラブ作りなどにも留意すること。
- 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。

民間企業・大学・関係団体等との連携①（基本的な考え方）

- 部活動の地域展開等にあたっては、市町村等が責任主体となり、地域の様々な人的・物的資源を活用しながら、持続的・安定的な仕組みづくり、豊かで幅広い活動の実現を目指すことが重要。
- その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となる
ところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する民間企業、大学、スポーツ・文化芸術関係団体（※）の協力を得ることが不可欠。
- 民間企業、大学、スポーツ・文化芸術団体と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、民間企業や大学等にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

【メリットの例】

<民間企業>

- ・CSRの一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供
- 等

<大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・スポーツ指導等の実践を通じた知見集積・研究等へのフィードバック
- ・スポーツ指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成
- 等

<関係団体>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興
- 等

※ 地域クラブ活動の実施にあたっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館・博物館などの社会教育施設との連携も重要

民間企業・大学・関係団体等との連携②（期待される主な役割）

	期待される主な役割
民間企業	・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウやトレーニングプログラムなどの提供 等
大学	・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生指導者の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等
スポーツ・文化芸術関係団体	・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸し出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等

民間企業・大学・関係団体等との連携③（協力促進のための主な取組）

●地域展開等の検討段階からの民間企業・大学・関係団体の参画促進（協議会への参画等）

●地方公共団体・地域クラブと民間企業・大学等を繋ぐ専門人材の配置

●都道府県レベルでの連携体制の構築

（例）富山県：「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度（P10参照）

福岡県：「アスリート人材活用コンソーシアム」の設立（P11参照）

●国レベルでの気運醸成

（例）「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催（P12～13参照）

企業や大学関係者等（全国規模の団体等）に向けた説明・周知、先進事例の収集・普及

●企業等による連携体制の構築

（例）「ブカツ・サポート・コンソーシアム」（P14参照）

日本郵政株式会社と日本スポーツ協会とのパートナー契約締結（P15参照）

●企業等へのインセンティブ付与

（例）練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用

生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等①（基本的な考え方）

- 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要。その際、特に、障害のある生徒や運動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要。
- そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要。
- 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく整理の上、生徒・保護者に対して、きめ細かな情報提供等を行うことが必要。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校と密接に連携しながら対応することが極めて重要。
- さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合って決めたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や、個性の伸長や自己表現などに繋げることも重要。
そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなることとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとしてクラブ運営に携わることに繋がり、人材の好循環が生まれることも期待される。

生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等②（主な取組）

	主な取組（自治体の取組事例）
①生徒等のニーズの把握・反映	・児童・生徒等へのアンケート調査の実施及びその結果に基づく活動の構築 - 小中学生へのアンケート調査結果をもとに、技術力向上を目指す「スキップ型」と、様々なスポーツや文化活動を体験できる「エンジョイ型」の2タイプの活動を提供【新潟県佐渡市】 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 - 中学生・高校生が、自分たちにとってより良い地域スポーツ・文化芸術活動の在り方や環境などについて本音で語り、県や市町村へ思いを届けるワークショップを開催【群馬県】
②地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等	・小学校高学年や中学生を対象とした体験会の開催 「地域クラブフェア」（体験と出会いのイベント）を春秋の2回開催【新潟県上越市】 ・中学校の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 - 中学校の入学説明会で、6年生児童と保護者に地域クラブ活動のプレゼンを実施【岐阜県郡上市】 ・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 - 指導者やクラブ・活動団体などの情報を一元化して提供するため、人材バンク及びポータルサイトを管理・運営（地域・種目等の各種情報をもとにクラブを検索可能）【山口県】 ・地域の行事等における発表会等の機会 8月のお盆時期に開催される町一番のお祭りに、地域クラブ活動（吹奏楽）の生徒が指導者と一緒に参加し、地域に根差した活動として地域住民から多くの賛同を得ている【新潟県出雲崎町】
③生徒のクラブ運営等への参画	・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・生徒が中学校卒業後もクラブ活動に参加したり、将来的にクラブ運営等に関わる仕組みの構築 - 大学等と連携し、生徒自身が平日の放課後の活動を企画・実施する取組を実施【山口県萩市】

生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等③（アンケート調査等）

【アンケート調査等において把握することが想定される事項の例】

地域クラブ活動の <u>検討段階</u>	地域クラブ活動の <u>開始後</u>
①部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況	①地域クラブ活動の満足度
②地域クラブ活動の種目・活動内容の希望	②地域クラブ活動に参加してよかったこと
③地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望	③地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと
④地域クラブ活動への参加目的	④地域クラブ活動の継続意欲
⑤地域クラブ活動への不安・懸念	⑤中学校卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲
⑥地域クラブ活動の指導者に期待すること 等	⑥将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等